

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

匝瑳市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

匝瑳市長

## 公表日

令和2年3月17日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。）の規定に従い、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）並びに匝瑳市国民健康保険条例（平成18年匝瑳市条例第93号）及び匝瑳市国民健康保険税条例（平成18年匝瑳市条例第94号）に基づき次の国民健康保険業務を実施する。</p> <p>(1) 被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付する。</p> <p>(2) 医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行う。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>(3) 被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行う。また、口座払いの申し込みがあった場合は、口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行う。</p> <p>(4) 収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p> <p>(5) 国保連合会及び県内市区町村の間で、被保険者の異動情報データ、高額該当情報を引き継ぐためのデータ送信を行う。</p> <p>(6) オンライン資格確認等システムに関する事務を実施する。資格履歴管理事務として医療保険者向け中間サーバーへの情報提供や機関別符号の取得等事務や情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>(1) 国民健康保険（資格）システム及び国民健康保険（賦課）システム</p> <p>(2) 収納管理システム</p> <p>(3) 滞納管理システム</p> <p>(4) 統合宛名システム</p> <p>(5) 中間サーバー</p> <p>(6) 国保総合システム</p> <p>(7) 国保情報集約システム</p> <p>(8) 医療保険者向け中間サーバー等</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

<p>国保資格ファイル          国保負担区分ファイル          宛名情報ファイル          資格情報（個人）ファイル          資格情報（世帯）ファイル          世帯所得区分情報ファイル          所得・資産情報ファイル          減免・軽減申請情報ファイル          国保特別徴収対象者情報ファイル          収納情報ファイル          滞納情報ファイル          宛名情報ファイル</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の第16、30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条、第24条</li> <li>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号</li> <li>・番号法別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項）</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条）</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号</li> <li>・番号法別表第二 27、42、43、44及び45の項</li> <li>・省令第20条、第25条及び第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項（利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課及び税務課
②所属長の役職名	市民課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)</p> <p>匝瑳市役所税務課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0087(直通)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)</p> <p>匝瑳市役所税務課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0087(直通)</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-②事務の概要		国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。	事前	
平成29年4月1日	I-1-②事務の概要		(5)国保連合会及び県内市区町村の間で、被保険者の異動情報データ、高額該当情報を引き継ぐためのデータの送受信を行う。	事前	
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称		(8)次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成29年4月1日	I-2特定個人情報ファイル名		(8)被保険者異動情報ファイル	事前	
平成29年6月29日	I-4-②法令上の根拠	・番号法別表第二(1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項)	・番号法別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項)	事後	
平成29年6月29日	I-5-②所属長	市民課長 塚本 貢市 税務課長 伊藤 久夫	市民課長 藤崎 俊一 税務課長 山下 慎一	事後	
平成29年6月29日	II-1対象人数	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月29日	II-2取扱者数	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年8月31日	II-1対象人数	平成29年4月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年8月31日	II-2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I-1-③システムの名称	(1)国民健康保険システム (2)宛名・納付システム (3)収納管理システム (4)滞納管理システム(COKAS-R/AD II) (5)滞納管理システム(THINK TAX) (6)団体内統合宛名システム (7)中間サーバ (8)次期国保総合システム及び国保情報集約システム	(1)国民健康保険(資格)システム及び国民健康保険(賦課)システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)統合宛名システム (5)中間サーバ (6)次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成31年2月1日	I-2特定個人情報ファイル名	(1)国保資格情報ファイル (2)国保給付情報ファイル (3)国保賦課情報ファイル (4)国保特別徴収情報ファイル (5)国保収納情報ファイル (6)国保滞納情報ファイル (7)住民票情報ファイル (8)被保険者異動情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名情報ファイル	事前	
平成31年2月1日	I-5-②所属長	市民課長 藤崎 俊一 税務課長 山下 慎一	市民課長 税務課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年2月1日	II-1対象人数	平成29年5月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II-2取扱者数	平成29年5月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年3月17日	I-1-②事務の概要		(6)オンライン資格確認等システムに関する事務を実施する。資格履歴管理事務として医療保険者向け中間サーバーへの情報提供や機関別符号の取得等事務や情報の提供を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I-1-③システムの名称	(1)国民健康保険(資格)システム及び国民健康保険(賦課)システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)統合宛名システム (5)中間サーバ (6)次期国保総合システム及び国保情報集約システム	(1)国民健康保険(資格)システム及び国民健康保険(賦課)システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)統合宛名システム (5)中間サーバ (6)国保総合システム (7)国保情報集約システム (8)医療保険者向け中間サーバ等	事前	
令和2年3月17日	I-2特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名情報ファイル	事前	
令和2年3月17日	I-3個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の第30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号</li> <li>番号法別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項）</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）</li> <li>（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条）</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号</li> <li>番号法別表第二 27、42、43、44及び45の項</li> <li>省令第20条、第25条及び第26条</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号</li> <li>番号法別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項）</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）</li> <li>（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条）</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号</li> <li>番号法別表第二 27、42、43、44及び45の項</li> <li>省令第20条、第25条及び第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 附則第6条第4項（利用目的情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	
令和2年3月17日	II-1対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年3月17日	II-2取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	